

違法音楽配信対策WG フォローアップ

「違法音楽配信対策協議会」の検討状況について

(総務省調査研究会への報告)

平成 21 年 11 月 17 日
違法音楽配信対策協議会

1. 協議会設立の目的

違法な携帯電話向け音楽配信に対する実効性の高い対策を講じるため、総務省「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言(平成 21 年 8 月 27 日公表。以下、「第一次提言」という。)を踏まえて、次の事項に関する検討等を行なうことを目的とする。

- ・ 第一次提言における新たな技術的対策の提案を叩き台とし、実効性の高い対策の実現に向けた課題の検討、技術検証等の実施
- ・ これまでの取組みの改善や一層の強化に係る課題の検討
- ・ 関連団体との連携による、青少年の規範意識向上に向けた施策の検討

2. 協議会概要及び開催状況

- ・ 名称:「違法音楽配信対策協議会」
(英文名称:CAMP(Council for Countermeasures Against Mobile Music Piracy))
- ・ 設立:平成 21 年 9 月 16 日
- ・ 協議会の構成:文書末「ご参考」を参照
- ・ 第 1 回: 9 月 16 日、第 2 回:10 月 9 日、第 3 回:10 月 22 日、第 4 回:11 月 4 日

3. 検討状況

(1) 新たな技術的対策に関する検討

- 「第一次提言」記載の端末対策の技術提案に対して、次の課題を検討。
 - ・ 開発・運用面での課題
 - ・ 利用者視点での課題
 - ・ 実効性に関する課題
 - ・ 競争の公平性に関する課題
 - ・ 法的視点の課題
 - ・ 費用負担のあり方の課題など

(2) 既存の取組みの改善及び強化

- 現在、権利者が実施しているクローリングは、アクセス制限サイトなど探索不能なサイトが増加し、効果が限定的なため、実効性の高い「クローリング・システム」を開発し、対策を講じることが提案され、次の課題を検討。
 - ・ クローリングの実施主体と具体的方法
 - ・ 制度上の課題
 - ・ サイト側の閉め出しなど、実務的な対応に関する課題
 - ・ 費用負担のあり方など
- 改正著作権法の施行にあわせて、著作権に対する意識向上及び正規コンテンツならではの魅力・メリットを訴求する啓発キャンペーンを実施し、キャンペーン限定コンテンツの配信等を継続的に行うなどの提案があり、今後、詳細を検討。

4. 今後のスケジュール

- ・ 年内に中間的なとりまとめ。
- ・ 協議会以外の場での協議を含め、柔軟に対応し、関係者相互間の理解を深めながら、対策の方向性を見出すよう努める。

ご参考

「違法音楽配信対策協議会」の構成

【会長】 菊池 尚人(慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科准教授)

【顧問】 相田 仁(東京大学大学院工科系研究科教授)

【構成員】

○携帯電話事業者:

イー・モバイル株式会社
株式会社ウィルコム
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
KDDI 株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社

○端末製造事業者:

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
社団法人電子情報技術産業協会

○音楽権利者:

社団法人日本音楽著作権協会
社団法人日本音楽事業者協会
社団法人音楽制作者連盟
社団法人日本レコード協会
エイベックス・マーケティング株式会社
ビクターエンタテインメント株式会社

○音楽配信事業者:

株式会社エムティーアイ
株式会社ドワンゴ

○関係省庁

総務省総合通信基盤局消費者行政課
内閣官房知的財産戦略推進事務局
文化庁長官官房著作権課
経済産業省商務情報政策局

【事務局】

社団法人電気通信事業者協会
社団法人日本レコード協会

以上